

(耐震化等整備を行う場合)

令和7年(2025年)度社会福祉施設等施設整備費 障がい者福祉施設整備に係る整備計画協議用基準単価(一般会計分)・(案)

* 本資料は現時点の国単価表(令和6年度)に基づき作成しており、令和7年度単価で改正される可能性があるため留意願います。

(単位:円)

事業(施設)の種類		利用定員	区分	特別豪雪地域	特別豪雪地域以外
生活介護	本体(日中活動部分)	～ 40	1人当たり	4,340,000	4,132,500
自立訓練		41 ～ 60	1人当たり	4,823,333	4,595,000
就労移行支援		61 ～ 80	1人当たり	5,083,750	4,841,250
就労継続支援		81 ～ 100	1人当たり	5,240,000	4,991,000
		101 ～ 120	1人当たり	5,334,166	5,080,000
		121 ～	1施設当たり	757,200,000	721,200,000
	施設入所支援整備加算	～ 40	1人当たり	3,500,000	3,335,000
	41 ～ 60	1人当たり	3,900,000	3,715,000	
	61 ～ 80	1人当たり	4,117,500	3,921,250	
	81 ～ 100	1人当たり	4,233,000	4,032,000	
	101 ～ 120	1人当たり	4,325,833	4,120,000	
	121 ～	1施設当たり	612,900,000	583,700,000	
	就労・訓練事業等整備加算		1施設当たり	66,300,000	63,200,000
	短期入所整備加算		1施設当たり	14,900,000	14,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		1施設当たり	20,700,000	19,700,000
解体撤去工事費			1施設当たり	19,600,000	18,700,000
仮施設整備費			1施設当たり	36,000,000	34,300,000

○ 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

○ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

○ 障害者支援施設又は障害児入所施設の改築として行う場合に限る。